

## 固定資産税について

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 ☎ 0857-20-3401

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月3日(月)～5月31日(水)

平成29年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

### ■固定資産課税台帳の閲覧

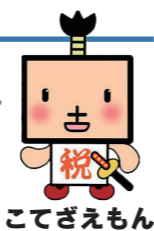
期間 4月3日(月)～

平成29年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人	納税義務のある固定資産の全部
②借地・借家人など	使用または収益の対象となる固定資産の部分
③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など)	該当する固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。  
 ◇いづれも時間は8:30～17:15(土・日・祝休日を除く)  
 場所 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課  
 ※本人確認のため、運転免許証などをご提示ください。  
 ※代理人の場合は委任状が必要です。

平成29年度納税通知書は5月1日ごろ発送予定です



### ◆年の途中で土地の売買があった場合の課税について

Q 平成28年12月に私が所有していた土地の売買契約を締結し、平成29年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成29年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 地方税法の規定により、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっています。所有権移転登記は平成29年2月であったため、平成29年1月1日現在の登記簿上の所有者はあなたです。よって、平成29年度の固定資産税はあなたに課税されることとなります。

### ◆住宅用地の特例について

Q 平成28年中に住宅を壊してさら地にしました。土地についての税額はようになりますか？

A 固定資産税の評価は、賦課期日(毎年1月1日)の土地の現況により判断します。土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失や、住宅以外への用途変更がある場合は、特例の適用から外れることとなります。平成29年度は、滅失した家屋の固定資産税は無くなりますが、土地の固定資産税は上がることとなります。

## 地域のつながり 大切に……

### 心かよう自治会(町内会)活動を一緒にしましょう

☎ 鳥取市自治連合会事務局 ☎ 0857-20-0100 ☎ 0857-20-0141  
 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3171 ☎ 0857-21-1594

自治会(町内会)は一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の団体です。

自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上など、地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

まずは自治会に加入して一緒に活動しましょう。

### 【自治会は次のような活動をしています】

#### ①自治会および市政情報の提供

市からの広報、公民館情報など、暮らしに必要な情報を会員のみなさんに提供しています。

#### ②地区要望の取りまとめ

道路や排水路の改修、市政に対する意見や要望を伝えています。

#### ③防犯・交通安全への取り組み

住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯パトロールや防犯灯の設置管理をしています。

#### ④自主防災活動

地震などの災害時に備えて、避難訓練や防災活動を実施しています。

#### ⑤地域福祉活動

子どもからお年寄りまで、互いに助け合って生活ができるよう、地域のつながりを深める活動をしています。

#### ⑥生活環境の維持・向上

ゴミステーションの管理、道路や公園の清掃・草刈りなどを行っています。

### 【自治会に加入するには】

お住まいの地域の自治会長(町内会長・区長)にお問い合わせください。なお、連絡先が分からない場合は、ご近所の方が鳥取市自治連合会事務局までお問い合わせください。



## 市税・社会保険料などは納期限内に納付しましょう

☎ 駅南庁舎債権管理課 ☎ 0857-20-3433 ☎ 0857-20-3403

### 市税・社会保険料の納付は口座振替が便利

口座振替は、指定した口座から自動的に税金などが支払われますので、納め忘れがなく、支払いの手間もかかりません。ペイジー口座振替受付サービスによる申し込みが金融機関への申し込みのいずれかをご利用ください。

### 【ペイジーによる申し込みの場合】

#### ■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・島根銀行

#### ■申込方法

市役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支所の窓口でお申し込みできます。キャッシュカード、本人確認書類、納税通知書(納付書)を持参し、手続きしてください。※カードの名義人ご本人のみの受付となります。

### 【金融機関への申し込みの場合】

#### ■利用可能な金融機関

市内に営業店舗をもつ金融機関の各本店・支店・出張

所(全国)および倉吉信用金庫(ただし、商工組合中央金庫は鳥取支店のみ)

#### ■申込方法

預金口座のある取扱金融機関の窓口でお申し込みできます。通帳、届出印、納税通知書(納付書)を持参し、手続きしてください。

※給与・年金などから特別徴収(天引き)されている人は対象外です。

※振替開始期日、申込期限などについては、各担当課へお尋ねください。

### 市税・社会保険料は、コンビニで納付できます

市税・社会保険料については、コンビニで納付できます。なお、コンビニでは納付期限を過ぎた場合は納付いただけませんので、ご注意ください。

※市税・社会保険料の納付が遅れると、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。納め忘れに注意しましょう。

### 平成29年度市税・社会保険料の納期限日一覧

種別		納付月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税	市・県民税			第1期・全期 6月30日		第2期 8月31日		第3期 10月31日			第4期 1月31日		
	・固定資産税 ・都市計画税		第1期・全期 5月31日		第2期 7月31日					第3期 12月28日		第4期 2月28日	
	軽自動車税		全期 5月31日										
保険料	国民健康保険料			第1期・全期 6月30日 (6月30日)	第2期 7月31日 (7月28日)	第3期 8月31日 (8月28日)	第4期 10月2日 (9月28日)	第5期 10月31日 (10月30日)	第6期 11月30日 (11月28日)	第7期 1月4日 (12月28日)	第8期 1月31日 (1月29日)	第9期 2月28日 (2月28日)	第10期 4月2日 (3月28日)
	・後期高齢者 医療保険料 ・介護保険料				第1期・全期 7月31日 (7月28日)	第2期 8月31日 (8月28日)	第3期 10月2日 (9月28日)	第4期 10月31日 (10月30日)	第5期 11月30日 (11月28日)	第6期 1月4日 (12月28日)	第7期 1月31日 (1月29日)	第8期 2月28日 (2月28日)	

※税は納期限日が口座振替日ですが、保険料は( )内の日付が口座振替日となっています。  
 ※上記は、自分で支払手続きを行う普通徴収での納期限です。

## 簡易水道事業・飲料水供給施設を上水道事業に統合

☎ 水道局経営企画課 ☎ 0857-53-7952 ☎ 0857-53-7802

4月1日に簡易水道事業と飲料水供給施設を上水道事業に統合しました。料金・工事・水質など水道に関する問い合わせは、水道局にご連絡ください。

水道の届け出、水道施設の維持管理は、地域ごとに水道局国安庁舎、水道局南地域水道事務所、水道局西地域水道事務所が主に担当します。

給水区域	担当
鳥取地域、国府地域、福部地域	水道局 国安庁舎 ☎ 0857-53-7811 (代) ☎ 0857-53-7802
河原地域、用瀬地域、佐治地域	水道局 南地域水道事務所 (河原町総合支所内) ☎ 0858-76-3118 ☎ 0858-85-0672
気高地域、鹿野地域、青谷地域	水道局 西地域水道事務所 (青谷町総合支所内) ☎ 0857-85-2526 ☎ 0857-85-1049

